

平成26年度 第3回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成26年9月22日（月） 午後2時00分から午後4時45分まで
 - 2 場 所
千葉県教育会館新館5階501会議室
 - 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、近藤委員、工藤委員、藤倉委員、野村委員、
宮脇（勝）委員、松菌委員、伊藤委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、倉持副主査、
宮澤副主査
廃棄物指導課 坂元主査、鈴木技師
事業者：新井総合施設株式会社
傍聴人：3名
 - 4 議題
君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
 - 5 結果概要
事務局から君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続きの状況及び市町村長意見について説明があり、質疑が行われた。
次に、事業者から前回委員会とその後に寄せられた質疑・意見に対する見解の説明があり、質疑が行われた。
各説明等と質疑応答、意見交換の内容については別紙のとおり。
- [資料]
- 資料1：「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業」に係る環境影響評価手続の状況等について
 - 資料2：方法書に対する市町村長意見
 - 資料3：君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書
これまでの質疑・意見に対する事業者見解
 - 資料4：答申案審議に向けた論点整理【委員限り】

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

本日は前回に引き続き、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に関して審議いただくため、事務局及び事業者から説明させていただきます。

さらに次回の答申案審議に向けて、論点整理として事務局から取りまとめの方向性の案を説明させていただきます。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたい。

2 議事

（1）君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等及び方法書に対する市町村長意見について

①事務局説明

事務局から資料1を基に、方法書手続きの状況について説明があった。

また、提出された市町村長意見（資料2）についての概要説明と、当該意見については資料4の論点整理の中に反映されている旨の説明があった。

②質疑

（委員）

市長意見について、重要な項目については知事意見に反映するとの考えだが、いずれ環境影響評価準備書を作成する段階で、市町村長意見に対する対応が記載されるので、市町村長意見を知事意見に必ずしも反映させる必要はないということで良いか。

（事務局）

後ほど論点整理でも説明するが、知事意見は委員会の答申を踏まえて出されるが、一方で、県環境影響評価条例では知事意見を述べるに当たり、市町村長意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの住民等意見に配慮するものとされている。

従って、必ずしもそのまま出すというわけではないが、市町村長意見の中で、答申や知事意見に含めるべきものについては取り込み、事業者に対して意見を述べることとなる。

その結果、準備書段階において、知事意見に対する事業者の対応が記載されることになり、どのような取り組みがなされたか、確認が可能となる。

(委員)

答申、知事意見と市町村長意見の関係から、市町村長意見をどのように取り入れるべきか議論が必要と分かった。現時点で、各委員から意見が無ければ、資料4の論点整理の際に議論することとしたい。

(2) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価方法書に係るこれまでの質疑・意見に対する事業者見解

①事業者説明

資料3を基に、前回委員会から追加された質疑等への事業者見解について説明が行われた。

②質疑

(委員)

質問項目の番号としては資料3のNo.6のところ、質問について少々誤解があったかと思う。浸出係数と透水係数の二つの文言が出てくるが、この部分では集水ピットの話をしていたところだが、懸念していたのは表面流出水がどうなるかである。

浸出係数を0.8と大きくとり、集水ピットで集めて排出する対応をしっかりとするという説明かと思うが、実際には処分場に降った雨が埋め立て物の浸透係数の関係から表面流出水となり、想定しているとおりにならないのではないかということである。

係数0.8~0.2まで調査例としてあるとのことだが、残りの部分の水はどうなるかという、一旦溜まって蒸発、もしくは表面流出水として出て行くものと思う。

集水ピットで集める水量を最大量で対応する考えは良いとして、透水係数が十分に得られない場合に、最近降雨強度が大きいことから、表面流出水を排水として処理しきれない場合があるのではないか。

これに関して設備的に排水の対応が来ているのかどうか、設計的にどのような考えとなっているのか、質問をしたものである。

(事業者)

今の御指摘は、雨水の排水施設に関してのものと思うが、外周に水路を設け、表面流出水はすべて当該水路で受ける設計となっている。その際の流出係数は基本的に0.9を使用している。緑化等で抑制される可能性もあるが、安全側に立って係数を設定している。

(委員)

今の説明は埋立区域外のことと思うが、懸念しているのは埋立区域内のことである。

埋め立て物の透水係数には大小あると思う。第Ⅰ期で起きた事故原因の一つに、埋立地内部の低い透水係数の部分があったために水が溜まり、保有水が越流してしまったと説明されている。

最近は降雨強度が非常に強いので、埋立区域内部で十分に雨水が浸透せず一部で溜まってしまい、表面流出を生じる場合が想定できるのではないか。

その場合、周囲に排水溝があると思うが、そこでどれくらいの流出を想定しているのか。

(事業者)

埋立の工法として、常に小堰堤が先行して作られる。従って、最終的に少なくとも50cmの池状の構造が常に出来るため、表流水をプールしておく空間が残る。

御懸念されている、処分場内の表流水が小堰堤を越えてあふれるという事態は、第Ⅰ期においても生じたことはない。

第Ⅰ期の越水は小堰堤の上部から流出したのではなく、法尻から流出したもので、性格が異なる事象である。

なお、資料3の30ページにあるように、第Ⅲ期においては各層の小堰堤に法尻排水管と、4層ごとに暗渠排水管を設置することとして、流出の可能性を最小限に抑える。現在第Ⅱ期において、これらの効果を検証中であり成果を反映させていく。

(委員)

資料3のNo39の回答で、「調査に当たっては十分注意して臨みます」との記載だが、どのような調査のことを指しているのか。

(事業者)

悪臭のサンプリングは調査地点で行うが、硫化水素の高濃度地点となっていないか、臭い等で確認しながら注意して調査するということである。

(委員)

接地逆転層がどれくらい強く出るかなどに注目しながら、測定結果を考える意味かと捉えていたが違うのか。

(事業者)

当然、天気予報等に配慮して、逆転層が出来るであろう日程・時間帯で調査する。調査時の安全性の確保に注意して調査するという意味での注意として記載している。

(委員)

調査の日程の状況をきちんと捉えて調査するということか。

(事業者)

それも一つある。調査の空振りは困るので慎重に日程を判断して実施する考えである。

(委員)

資料3の No.57 で、温室効果ガス等について説明があるが、一酸化二窒素を測定し、測定結果から必要性について判断するとのことである。

一酸化二窒素の発生源としては、最終処分場の準好気性反応による硝化が考えられるが、それと関連して浸出水の窒素も処理しているので、そこから発生することも考えられる。一酸化二窒素の取り扱いをどうするかということだが、元々、最終処分場から発生する温室効果ガスについては報告が義務付けられているが、メタンだけが対象だったかと思う。

しかしながら、環境影響評価の趣旨からすれば、一酸化二窒素についても測定した方が良く、浸出水の処理による発生分についても発生量の軽減手法が技術的にあるわけではないが、あまり手間もかからないので、実態把握として測定していただければと思う。

(事業者)

一酸化二窒素については、測定の準備をしていたが、水処理施設は対象に考えていなかった。指摘を受けて、検討してみたい。

(委員)

No.29 について水質の測定地点について、バックグラウンド濃度をどう考えるかについて、下流の支川の流入地点と、第2地点を取るとしていたかと思う。

合流前の水を取る場所はないのか確認したい。

(事業者)

支川の流入する上流側ということか。

(委員)

処理排水が支川と合流する前に支川の水は取れないのか。

(事業者)

方法書 6-18 で A 地点が合流前のバックグラウンドとなる。

(委員)

下流側農地で灌漑用水として御腹川の水が使われているが、灌漑用水として使っている水が 2 番で良いのか、それともさらに上流側で灌漑用水として利用しているのであれば、さらに上流で採水すべきではないか。

(事業者)

灌漑用水には 2 番の地点が最初に利用される場所である。

(委員)

川の排水の合流時の混合状態は大丈夫か。混ざらずに流れて行くということはないか。

(事業者)

溪流河川であり、すぐに混合が起こるので問題はない。

(委員)

No.10 の浸出水処理施設について、一定期間の過去の降雨データから水収支計算を行ったとしているが、一定期間とはどのくらいの期間なのか、また、水収支計算はどのような計算を行ったのか。

(事業者)

期間については、第Ⅱ期の計画では 1992 年からの日降雨量を利用している。これは坂畑観測所のデータと開業後の平成 16 年以降の現場の実測データを追加し、全体で第Ⅱ期では 2006 年までの 15 年間のデータで、毎日の降雨に対する浸出水の発生、処理状況の収支計算を行い、施設規模を設定している。

今回の第Ⅲ期の計画では 2013 年までのデータがあるので 22 年間分の降雨データを対象として計算を行う。

(委員)

水収支計算は、降雨のデータに対して何を考慮した計算となるのか。

(事業者)

降雨量に埋立地の面積と浸出係数を掛け合わせ、浸出水量を求め、浸出水量に対する処理量を仮定し、調整容量を併せて算出している。

(委員)

N0.42~45 の悪臭の部分に関連して、資料 3 の P37,38 に第Ⅱ期処分場の事後調査結果が載せられている。P38 の冬季の測定結果で硫化水素の濃度が 0.007ppm となっており、悪臭の規制基準値以下ではあるが、閾値は超えている。

準備書を作成する際には、発生ガスのモニタリング結果と敷地境界で測定した悪臭調査の結果を比較できるように載せていただき、測定時の気象条件に関して接地逆転層に係る考察も行い、実際にどのくらい薄まるか若しくは滞留するか等がわかるように予測していただきたい。

(事業者)

方法書に記載しているガス抜き管のモニタリングは、常時行ってはいないので、御指摘の内容を考慮した上で、関係性が分かるように調査、解析していきたい。

(委員)

埋立管理としてのガス抜き管のモニタリングは常時実施しているとの説明があったと思うが。

(事業者)

ガス抜き管のモニタリングは、県に年 1 回報告するための測定を月 1 回の頻度で行っている。ガス抜き管のモニタリングは常時実施しているわけではない。

(委員)

では、近い日時での調査結果の比較を行ってはどうか。予測評価の結果に説得力を持たせるための方法を提案しているものである。

(委員)

No52、53について、質問の意図が理解されなかった様子である。No52については、土地の改変に伴う景観への影響について、行政の意向調査を拡大する必要があるのではないかという意見である。それに対する回答は、500m範囲から広げる必要はないというものであった。

景観に対する認識が正しく伝わっていなかったものと思われるので、質問の意図を説明する。

土地利用が改変されて景観に影響を与えるというのは、単に視覚的な影響を言っているのではなく、景観の構成要素は様々であり、当然視覚的影響のアセスメントも対応の必要があるが、視覚的な影響についてはNo53の対応ということで差し支えないと思う。

しかし、No52の質問は、地域のイメージが土地利用改変により変わってしまうのではないかという懸念が住民から出ているということが基にある。これは単純な距離は関係なく、この地域を大切に思っている人が受ける意識上の影響であるため、単なる距離では測れない。

景観という概念について、例えば、富士山の環境汚染があったといった場合に受ける影響は、目に見えるかどうかは関係が無い。富士山を大事に思っている人たちに心配・懸念を起こさせることが影響であり、その距離は計り知れない。

従って、この地域で、井戸水や下流域での取水の問題など、何か心配を想起させるようなことがあれば、既に景観の関係であり、これは空間のイメージとして大きなものが見えている為に心配しているわけである。このような、意識上の影響について、意向調査をもう少し実施することを検討し、また、範囲を狭める考え方は避けていただきたい。

物質上の影響の有無にかかわらず、意識上不安に思うことがあるのであれば、住民は意見を言うことができるのではないか。そういった心配事を出来るだけ払拭する努力をする必要があるのではないかという質問である。

No52の回答を見ると、この点について認識した回答とは思えないので、再度意見を伝えさせていただいた。

前回、範囲に木更津市、富津市も含まれないかと質問したが、下流域と考えるのであれば袖ヶ浦も含まれるであろうし、まったく関係がないと現在思われる地域の方々への影響も、地域のイメージに関わる影響範囲も検討する必要があるのではないか。

また、No53について、視覚的影響について対応いただきたいが、資料3のP25以降に完成予想写真等のフォトモンタージュが載せられているが、第Ⅱ期処分場が眺望点からはっきりと見えている。第Ⅱ期のアセスメントでは「処

分場は見えない」との事業者の説明があったことから、加えて近傍の圧迫感を軽減するよう意見を述べたところである。

P25 の現況で崖のように見えている部分が、P28 の植栽が成長した後でも見えている。第Ⅱ期のことではあるが、問題として視覚的影響が生じている。これに対する処置が必要になるのではないかと判断される。

処分場を埋め立てる期間は長いことから、植栽後に相当期間、途中経過が見える状態が続くが、その期間は何年なのか。また、植栽が成長しても見えているのは何故なのか、確認したい。

(事業者)

広域的な行政の意向調査が必要ではないかとのことですが、事業者としては難しいと思っておりますが、考えさせていただきたい。

フォトモンタージュについて、現在は埋立作業を開始して2年程度であり、完了まで10年程度を要することから、今後7～8年は埋立が続くこととなる。

従って、P25 の埋立完了時の写真は、7～8年後を想定した写真である。

写真右側の見えている部分で木が植わっていない部分は崖になっており、草本植生や低木植生が発生すると思われるので、もう少し馴染んでいくものと考えている。この部分は地形的に植栽が不可能なので、このような写真になっている。

(委員)

相当期間、植栽の成長する期間が掛かる。そもそも第Ⅱ期の環境アセスメントの際に、一部たりとも見えないとの説明だったと思うが、第Ⅲ期に関しても見ることがないよう求められると思う。

また、相当長い期間見えているままになっていることから、もっと早く見えなくなるように考慮してほしい。

(事業者)

第Ⅲ期に関しては、前回の反省を踏まえて、丁寧な予測評価、対策を行っていききたい。

第Ⅱ期に関しても、早く緑化を進める等の対応をしていききたい。

(委員)

質問と言うよりも希望であるが、No30、31 の水文環境に関して、この場所の重要性というのを留意いただきたい。地下水の流動における地下水の涵養に関して、特にこの地域は梅ヶ瀬層という砂勝ち層で非常に広い範囲の地下

水に、もし何かあれば汚染が起こる可能性も考えられる。水文、地形、地質について詳細な情報を記載していただきたい。

範囲を広める話もあったが、4月に施行された水循環基本法によれば、水循環を地下水を含めた流域という単位で扱うことが、理念法ではあるが示されている。この場所であれば、関東地下水盆の下流域であり、流域という考え方によれば少なくとも東京湾流域となる。かなり広い範囲の地下水流動に関して、現在までの知見で何が得られているのか、十分に調査していただきたい。

特に、この地域は 60 年程前から非常に詳細な地下水研究が行われており、地域の方々も保全活動を行っているので、水循環に対してある程度の知見を持つ住民も多い。そういった住民が納得するような、広域地下水流動のあり方等特色々なことを想定をして、準備書の作成をしていただきたい。

(事業者)

No31 の見解にもあるが、範囲を広げて、指摘されているデータに加えて、現地調査をデータを加え、データの集積に努力したいと思っている。また、その際にはお力添え願えれば非常に助かるので、よろしく願いたい。

(委員)

水質に関して、農作物の影響について、千葉県の水質汚濁の農作物の生育に対する許容限度濃度の基準を使用しているが、この許容限度濃度の意味合いについて確認したい。

国でオーソライズされた少なくとも 1970 年頃からそういった数値がでており、水稻の灌漑用水に用いる場合に収量へ影響を与えない濃度として基準が出ていたと思うが、それとの関係はどうか。

(事業者)

水稻栽培についての基準であるが、国の法定基準は無いが、研究会が示した基準的なものが出されている。千葉県においては、千葉県の試験場で整理した農業用水の目安が示されている。県の試験場に相談したところ、「数値が現場で独り歩きして困っている」との話もあったが、我々としても改めて整理しなおして、準備書では示していきたいと考えている

基準という場合、難しい面があるが、このくらいであれば栽培に支障が無いという形でデータを整理してあるので、それを目安に予測に利用していきたいと思っている。

(委員)

住民からいろいろ意見が出ているが、項目や、濃度の基準・目安等が意見と異なっている部分があるようである。

先ほどの委員の意見でもあったが、出来るだけ住民、水利用者側の不安を払しょくするような、評価指標で適正に見ていただいた方が良いと思う。

(事業者)

住民からは電気伝導度を指標に加えるなどの意見もあったので、そういったものには考慮していきたいと考えている。

(委員)

数値についても、総窒素の値など異なる部分があったと思うので、よろしく願います。

(委員)

粉じんについて、平日は誰も通らないとの説明であったが、逆に休日は多くの人が近くまで行くことに目が行く。

地域で生活している人だけでなく、たくさんの方が近辺まで行く施設であることを念頭に対応していただきたい。

先ほどの委員の話にもあったように、人々の不安に対して、どういった情報開示をしていくかというのが、色々な側面から大切だと思う。

何が入ってどうなっているのかが分からない、ということではなく、多くの様々な人が周囲に存在する中に作る施設であることを念頭に、人々の不安が生じないように、データを整理していただきたい。

(委員)

水質に関して、河川の水質の場合はソースになったところが濃いのは当たり前で、下流に行くにつれて希釈される。方法書は濃度で記載されているが、流量と掛け合わせて負荷量で記載すべきではないか。

一番重要なのは A 点の数値であり、あとはどのくらい希釈される課によるため、影響があるかどうかについては負荷量で検討した方が良いと思われる。

(委員)

資料 3 の P22 で、2´ が農業用水として使っている地点か。

(事業者)

P22 のデータは第Ⅱ期のアセスメントでの定量データを示しており、2´ が農業用水として使われている地点である。

(委員)

流量について、平均値だけを見ると、1の水が2´までに8~9倍になるということで、その間横から水が入ったり、湧水などで10倍希釈程度になるということでよいか。また、先ほど聞いたとおり、速やかに混合されるということか。

(事業者)

そのとおりです。

(委員)

前回、とある希少種について住民から意見があり、生物多様性センターに確認すべきとのことであったと思うが、意見に対して何もしないというのも問題かと思われ、何らかの回答が必要かと思うが、この希少種の分布域は千葉県の中ではトップシークレット的な扱いとなっているため、確認をしても回答が無い可能性がある。

どのような対処をするのか。

(事業者)

希少種については文献調査等で存在を確認しており、生態については県の生物多様性センターにヒアリング調査をしている。

住民意見として出ているので、準備書における見解にはどのような調査をしたか、存在が確認されたかどうかを記載することになる。

(委員)

どこにいるかは公にならないと思う。その場合、影響を誰も評価できないのではないか。その場合でも影響が無いと言えるのか。

(事業者)

生息情報がありながら、現地で確認できなかった場合、本当にいないのか、たまたまいないのかが分からない。その場合、生息環境が当てはまるかどうかは確認できると思う。それについて、対応する環境を把握しながら、生態上、存在の可能性を判断する、間接的な説明や評価にならざるを得ないと思

われる。

(委員)

恐らく、明確な場所は密猟等が想定されるので公表できないと思われる。

(委員)

No.23 の林道での粉じんの発生に関して、そもそも住民意見としてなぜこのような意見が出てきたかを考えると、大気中の粉じん濃度が低かったとしても、現地視察の際にも沿道にはかなり砂埃が沈積している様子が目立っていた。恐らく住民の方もそういった部分を見て、粉じん濃度が高いのではないかという感覚を得たのだと思う。そういったことも考慮していただいた方が良いと思う。

定量性のある話ではないが、住民が懸念を持たないような工夫をすることも必要なのではないか。

(委員)

濃度測定だけでなく、見た目の話だが検討いただければと思う。
事業者から何かあれば発言願いたい。

(事業者)

大変貴重な時間を何度となくいただき、感謝申し上げます。委員会を通して色々な御意見を賜ったことについては、その内容をよくよく考えて、対応してまいりたい。

・事業者退出

(3) 答申案審議に向けた論点整理について

①事務局説明

次回の委員会に向けて、様々な意見等を踏まえて事務局が答申案を作成するに当たり、資料4を基に論点整理としての説明があった。

②意見交換

(委員)

資料4の2 ページ目3③について、処分場の排水による水文環境の特に地下水質への影響については河川（表流水）への放流であるため影響が無いという回答だったかと思うが、しかし、現地の地質は砂と泥の層であり、そこ

を流れる川の上流域への放流である。川の断面は一様ではなく、砂層と接する部分などがあるため必ず川の水から地下水に涵養される分が出てくるはずである。表流水に放流したからと言って、地下水への影響がないというのは、専門的見地からは言えない。

地下水をもう少し重視して良いと思う。

地下水モニタリングについていくつか出てくるが、一番気になるのは事故である。地下水モニタリングは積極的に行っていくことを要望していきたい。漏水事故等が起きた場合に、事故が発見されるのは数年後か数十年後か、ひょっとしたら百年後の可能性があり手遅れになる。周辺で地下水モニタリングをすることは、意見に盛り込んでいけたらよいと思う。

水循環基本法も作られ、時代の流れでもある。流域単位で水循環を保全するという観点からも地下水汚染に対する方策を意見として入れて行きたい。

(委員)

環境影響を受ける範囲と認められる地域は君津市、市原市であるが、他の自治体も意見があるということから、それらの地域は既に影響を受けているといえる。よって、範囲に追加する必要があると思う。

(委員)

事業者には影響範囲について、物理的な範囲だけではないことを認識してもらう必要がある。資料の1(1)にある地域特性にもある水道水の利用範囲や、観光であれば集客範囲など、色々な観点から影響する範囲というものがあることを、意見の中で示唆していただければと思う。

(委員)

騒音振動について(6)②、君津市からの意見に書かれているが、騒音規制法の特定建設作業の基準値は80dB、君津市の条例では建設現場以外で使用する特定作業に該当する場合は55~60dB、実に20dB以上も異なる基準を定めている。

現状、敷地境界で60dB程度であり、現時点で条例規制値を超えている。今回の計画で、範囲を広げて同じような測定の方法で測定してもおそらく規制値を超えるであろうと思う。

このとおりであれば、最初から基準値を上回り、どうしようもないと思うが、君津市の条例は本当にこのとおりなのか。

(事務局)

条例上は君津市が書いているとおりのものである。

(委員)

条例上、現時点で 60 d B を超えているなら、作業はできないということだ
と思う。

通常、建設作業であれば 80 d B での規制が普通であり、80 d B でないと罰
則等で作業が出来なくなるのではないか。

(委員)

君津市の条例規制基準と、法の規制基準の確認が必要ではないか。

(事務局)

市の条例の中身を確認して、法との整理をしたい。

(委員)

参考にとの記載であるので、必ずしも厳守するものではないと思うが、どの
ように意見に反映させるか次回までに検討してほしい。

(事務局)

君津市からの意見であるので、市にも確認しながら整理することとしたい。

(委員)

市長からの意見書はすぐに公表はさるのか。住民参加を環境アセスメントで
しっかりとやっていただきたいと考えており、市からこのような意見が出てい
ることを住民が知った上で、意見を考えることが環境に対する意識を育てるこ
とになり大事であると思う。速やかに公表された方がいいと思う。

(事務局)

市長意見について、HP 公表などの手続きにはなっていない。いずれ部長意
見や知事意見でオープンにはなる。

(委員)

アセス制度の中で、速やかに住民に届く形で公表されることが望ましい。

(委員)

委員のおっしゃる通りと思うが、現時点ではアセスの制度上、公開は保証されていない。市として、提出した意見の内容を公表することは支障ないと思う。

(事務局)

市が提出した意見を公表するかどうかは市の判断である。

(委員)

市長の意見が開示されることはないのか。

(事務局)

市長意見としての公開はしていないが、本日の委員会の資料として市長意見を見ることはできる。積極的に公開すべきとの意見と思うので、今後検討していきたいと思う。

(委員)

市長意見に放射性物質の調査・予測・評価があるが、環境影響評価法では放射性物質を対象とする法改正が行われたがまだ施行されておらず、技術指針も出ていない。このため、科学的に考えると、まだ対応できないと思う。

できないことを君津市として言ってきているが、彼らとしては意見を言うことに意義があるのではないかと考えられる。

できないことを、知事意見などに記載しても意味が無いのではないかと考えるが、県としてはいかがか。

(事務局)

放射性物質の件については、対応できることできないことがあるが、対応できないことについて、市から意見があったからと言って事業者に対応させようとは考えていない。

しかしながら、放射性物質については対象外だからと言って全く触れないわけにもいかないと考えており、委員の方々からも同様の意見をいただいているので、何らかの形では触れる必要があると考えている。

(委員)

低レベルの放射性物質汚染物が処分場に入るとなれば、住民からすれば重大な問題であることから、何らかの検討は必要であろうと思う。

通常であれば、アセスの対象とする必要はないが、搬入するものの種類に

よって放射性物質についてチェックするなどの対応は必要かもしれないが、その辺りをどのように意見に表現するかなど、次回委員会で案があればと思う。

(委員)

(10) 動物の③について、「冬季のみに活動する種もみられることから」といった文言を追加した方がよい。

(10) の④では、「ヒアリングを行うべき」だけでは続かないので、ヒアリングを行い種の選定に反映させること」等にして表現を広げたほうがよい。

(委員)

(5) 水文環境の①に地下水脈との記載があるが、「地下水脈」はあいまいで学術的な表現ではない。「地下水流動系と湧水及び井戸の分布を～」との表現にして、周辺の井戸の調査も併せてすることで、梅ヶ瀬層等の砂層が把握でき、水文環境が分かると思う。

(委員)

(8) 地形及び地質等で、活断層の有無についても調査すべきとあるが、仮に活断層があった場合の環境アセスメントは、処分場の耐震性などについても当委員会で行うのか。

(事務局)

処分場そのものについては、許認可を担当する部署で構造などの審査が行われるので、アセスの中で審査するものにはならないと考えている。

(委員)

この地域では、太古に活動を終えた古い活断層はあるが、動いている活断層はない。

隆起地域なので、地滑りや亀裂等による影響の方が大きく、必要であれば地盤災害の調査はすべきかと思う。活断層の調査は必要ないとする。

(委員)

1 (1) の②、水道水利用について、地下水を利用する簡易水道の利用も付け加えていただきたい。また、農業用水の利用も重要な地域特性であると思うので、入れたほうが良いと思う。

4 (3) 水質の③、条例との関連で、条例ではゴルフ場と最終処分場が規定されていたと思う。当該処分場は条例に係ると思うが、水質項目にゴルフ場と

同様の農薬について多く入っている。従って、元々、排出基準に基づいて現在も監視しているはずであるので、環境影響評価の中で、データとして出せるはず。データを出さない意味はないので、出した方が良く思う。

(事務局)

確認の上で指導したい。

(委員)

排水基準項目については、公表していくべきと思うが、内分泌攪乱物質については必要がないと思う。影響がどれだけあるのか、科学的に分かっていないものについてまで求める必要はないと思う。

(4) 水底の底質の①で、調査項目で浸出水の塩化物イオン、臭化物イオン、有機フッ素化合物の追加とあるが、何をイメージしているのかが分からなかった。

消毒副生成物で浸出水の臭化物イオンが高くなることはあり得るが、排水先が下流であり、希釈倍率を考えると調査する意味のある内容とは考えられない。

有機フッ素化合物については、千葉県で最終処分場浸出水の調査しており、濃度がとても低かったことの結論が出ており、今後全く出ないとは言い切れないが、基準もなく、検出レベルもナノグラムオーダーの話であり、調査する必要はないと思われる。

(4) ②の「調査地点について利水の状況を勘案し追加すべき」について、以前の事業者の説明では、帯水域で地下水が採取できるか確認するとのことだったので、そのとおりに実施されるよう指導してほしい。

(委員)

(13) ⑤で市原市及び君津市の景観計画との整合を図るべきとしているが、現地は君津市に属しているので、君津市の景観計画でなければ対応できない。君津市が景観計画を作るのであれば、処分場を届出対象施設にするよう市に助言する必要がある。通常の景観計画は建築物が対象であり、ごみの埋立施設のようなものは除外されてしまう。景観計画の届出対象とすれば、指導の対象となるので整合を図ることが可能となる。

(委員)

他に意見なければ、本日の審議は終了としたい。傍聴者の方は御退席いただきたい。

・傍聴者退出